

議長



令和3年1月19日

伊勢崎市長
五十嵐 清 隆 様

会 派 名 伊勢崎市議会 翠晴クラブ
代 表 者 会 長 小暮 笑鯉子



政務活動費返還申出書

伊勢崎市議会政務活動費の交付に関する規則第5条の規定により、次のとおり政務活動費の返還を申し出ます。

1 返還の理由

会派の解散（令和3年1月19日付）に伴い、伊勢崎市議会政務活動費の交付に関する条例第8条第2項の規定により返還する必要が生じたため。

2 返還額

(単位：円)

既交付額	交付上限額	返還額
420,000	245,000	175,000



翠晴クラブ解散（1/19付）に伴う返還金について

翠晴クラブ当初支払額	翠晴クラブ解散に伴う再計算		
(特例条例施行前支出) 420,000	R2. 4月	35,000	
	R2. 5月	35,000	
	R2. 6月	35,000	
	R2. 7月	17,500	特例条例50%
	R2. 8月	17,500	特例条例50%
	R2. 9月	17,500	特例条例50%
	R2. 10月	17,500	特例条例50%
	R2. 11月	17,500	特例条例50%
	R2. 12月	17,500	特例条例50%
	R3. 1月	35,000	1月19日解散
	R3. 2月	-	
	R3. 3月	-	
420,000	245,000		

420,000円（交付済み） - 245,000円（解散日までの上限金額）

＝175,000円を返還。